

<特別研究会報告要旨>

(10月27日)

カナダ農業の地域性と経営主体のあり方 (ラバール大学) ロベール・サンルイ

1. カナダ農業の地帯構成

1980年代半ば、カナダ農業は次の点で、すなわち、①カナダ農業がもはや他の産業部門に比肩するほど国際市場でのシェアを増大し続けることが難しくなったこと、②カナダの食料・繊維部門のパフォーマンスが以前に比べて低下してきたこと、で注目された。

重要なことは、カナダ農業の国際競争力の低下に地域別の違いがあることである。カナダ農業の地帯構成は、北米大陸における都市と農村の人口分布が示唆している。

北米農業は三つのタイプから構成されている。第一は、国際化された農業部門からなる地域である。これは穀物・油糧種子からなり、国際市場への依存度がきわめて高い。カナダは小麦、大麦などでは国際市場において重要な役割を果たしている。第二は北米化された農業部門からなる地域である。その意味は、国際貿易の大部分が北米、特にカナダ—アメリカ間に限定されていることで、牛肉、養豚部門がこれに当たる。第三は、残りの農業部門で国内市場向けの農業部門からなる。

アメリカ農業とも比較しつつ概観すると、穀物生産、排水システム、灌漑システムの重要度を指標に、カナダの農業地帯が分類できる。中西部は現在、国際市場に最も依存している地域である。なお、食品加工業は主としてオンタリオ、ケベックという都市化された両州に集中している。

2. カナダ農業とウルグアイ・ラウンド

カナダはケアンズ・グループの当初からのメンバーであったが、1989年10月のGATT交渉においては独自の提案を提出した。この独自の提案は国内の特別の利害を有する地域

への配慮を示したものであった。具体的には、①10年間の輸出補助金の完全撤廃（アメリカ、ケアンズ・グループを上回る）、②貿易歪曲的国内支持措置の50%の削減（アメリカ、ケアンズ・グループの75%を下回る）、③関税率の1/3削減（最高20%）、非関税措置の関税化と50%の削減（もしくは最高20%）、食肉輸入法の撤廃、セーフガード措置としてのGATT11条のみへの依存（加工製品の範囲の明確化による当該条項の強化）、であった。カナダは、アメリカ、ECの市場アクセス次第では乳製品の5%の輸入も認めるとした。

1988年の中間レビューでは、ケアンズ・グループは1989、1990年における農業保護プログラムの10%ずつの削減を提案した。当初は、貿易歪曲的補助金の一律削減が考えられ、カナダの「供給管理」部門（酪農・養禽）への影響が懸念されたが、最終的には総体として10%削減するという提案に落ち着いた。ケアンズ・グループのように共通の目的をもった国々の間においても農産物貿易の改革提案の合意を得ることが難しいことは、より多角的なGATT交渉における合意形成の困難を指し示すものであろう。

最後に、ウルグアイ・ラウンドに関連して農産物貿易改革について述べておく。農業政策の改革の困難はカナダにとどまらず日本、さらにはEC、アメリカにもある。農業支持の撤廃のコストは、先進国の、その利益が大きく、確立された生産者に集中的に掛かるのに対し、農産物貿易自由化の便益は、利益集団として確立していない各種の集団に、拡散された曖昧な形で生ずるであろう。従って、国内農業政策の徹底的な改革などめったに行なわれたことがない。カナダも、当初の目標からすれば限られた成功しか収めない改革に着手し始めたのである。

(文責・柘植 徳雄)

(本研究会は平成5年度小事項研究の一環である。)